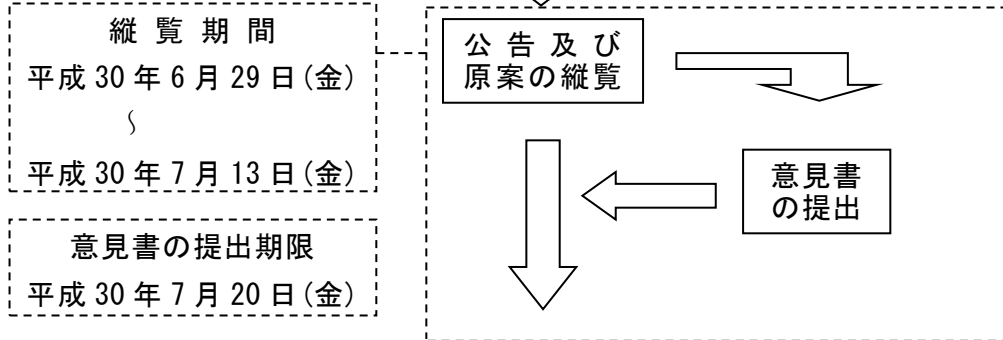
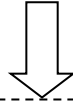
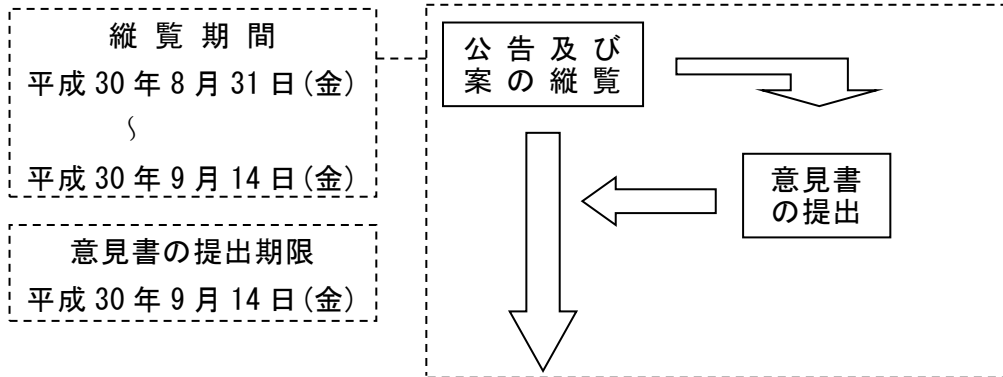


地区計画の決定手続 (豊新二丁目地区地区計画)

都市計画の原案の作成



都市計画の案の作成



大阪市都市計画審議会



知事との協議



告 示

■ 地区計画

地区計画は、地区レベルでのきめ細かなまちづくりをめざして創設された制度で、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、及び保全するための計画として、必要な公共施設と建築物等の土地利用制限を定めることができる。（この制限は、市町村の条例で建築基準法上の制限として定めることができる。）

具体的には、計画の目標その他の整備・開発・保全の方針（地区計画の方針）及び地区整備計画を定めることになっており、地区整備計画においては、主として街区内の居住者等の利用に供される道路・公園等の施設（地区施設）の配置・規模、建築物その他の工作物の用途の制限、容積率・高さの最高または最低限度、建ぺい率の最高限度、敷地または建築面積の最低限度、壁面の位置の制限、形態・意匠の制限、垣・さくの構造の制限、既存の樹林地等の保全に関する事項、立体道路に関する事項のうち必要な事項を定めるものとされている。

本市では、これまで三国駅周辺地区・岩崎橋地区・西野田中津線沿道地区・加島地域駅周辺地区・放出駅周辺地区・長吉東部地区・舞洲地区・北野今市線沿道地区・南市岡三丁目地区・淡路駅周辺地区・鶴見一丁目地区・大淀南二丁目地区・南堀江一丁目地区・島屋四丁目地区・大阪駅北地区・鶴浜地区・平野郷地区・大阪駅西地区・三国東地区・宗右衛門町地区・福駅前地区・高麗橋地区・大阪鉄道管理局舎跡地地区・御堂筋本町北地区・御堂筋本町南地区・うめきた2期地区の計26地区を決定している。